企業復興事業に係る経費に充てるため平成23年度から平成28年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費に充てるため平成23年度から平成28年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公営企業会計適用債を除く。）の額に相当する額（この表市町村の項第6号算式の符号ADの総務大臣が算定して通知した額の基礎となった地方債の額を除く。以下算式の符号 E_n、G_n、I_n 及び M_n において同じ。）

D_{11} ＝ 0.026
D_{12} ＝ 0.025
D_{13} ＝ 0.027
D_{14} ＝ 0.024
D_{15} ＝ 0.025
D_{16} ＝ 0.025
D_{17} ＝ 0.025
D_{18} ＝ 0.023
D_{19} ＝ 0.025
D_{20} ＝ 0.025
D_{21} ＝ 0.024
D_{22} ＝ 0.024
D_{23} ＝ 0.023
D_{24} ＝ 0.012
D_{25} ＝ 0.012
D_{26} ＝ 0.004
D_{27} ＝ 0.002
D_{28} ＝ 0.0021

E_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

F_{16} ＝ 0.011
F_{17} ＝ 0.011

企業復興事業に係る経費に充てるため平成23年度から平成27年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費に充てるため平成23年度から平成27年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公営企業会計適用債を除く。）の額に相当する額（この表市町村の項第6号算式の符号ADの総務大臣が算定して通知した額の基礎となった地方債の額を除く。以下算式の符号 E_n、G_n、I_n 及び M_n において同じ。）

D_{11} ＝ 0.026
D_{12} ＝ 0.025
D_{13} ＝ 0.027
D_{14} ＝ 0.024
D_{15} ＝ 0.025
D_{16} ＝ 0.025
D_{17} ＝ 0.025
D_{18} ＝ 0.025
D_{19} ＝ 0.025
D_{20} ＝ 0.025
D_{21} ＝ 0.024
D_{22} ＝ 0.024
D_{23} ＝ 0.013
D_{24} ＝ 0.012
D_{25} ＝ 0.005
D_{26} ＝ 0.004
D_{27} ＝ 0.002

E_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

F_{16} ＝ 0.011
F_{17} ＝ 0.011